

風の窓（平成30年問題に備えて）

天皇が「生前退位」の意向を示唆されたのが昨年8月。有識者による検討は繰り返されるものの半年が経過しようとしています。具体的な案は出てきません。一部では平成30年11月という情報も流れていますが2年も先のことになりそうです。法を変えること、制度を変えるということはそれほど時間がかかるものなのでしょう。

福祉の制度においても長い時間をかけて変化してきました。

2000年。介護保険制度施行により福祉は措置から契約の時代へと大きな変化。

2005年。障害者自立支援法施行により3障がい共通の施策、就労支援を中核とした画期的な法となる。

2013年。当事者からの声を汲み取り改正され障害者総合支援法として施行。

さて、2018年(平成30年)には大きな制度改革が予想されます。介護保険の世界では報酬単価の見直しがされます。2015年には、制度施行以来過去最多の76件の介護事業所が倒産しました。2018年の介護報酬改定は、かなりの衝撃を受けることが予想されている反面、2025年への通過点に過ぎないとも言われています。

また障害者雇用の側面からは法定雇用率が引き上げられることが予想されています。算定基礎となる障害者は、身体障害者および知的障害者となっていますが、これに精神障害者を加えるというのが改正のポイントとなります。株式会社ゼネラルパートナーズ 障がい者総合研究所の調査では、2018年の法定雇用率の引き上げを見据え、「新たに取り組みを検討していること」について確認したところ、「特に新たな取り組みは検討していない」は11%に留まり、89%の企業は何らかの取り組みを検討していることが分かりました。

前置きが長くなりましたが、このような社会背景の中で障がい福祉に携わる我々にも大なり小なり影響があることが予想されます。個人的には、介護保険で縮小された国家予算が障がい福祉に廻ってきたらいいななんて期待をしてみたりするのですが、そんなことはあり得ないでしょうね。少なくとも相談支援専門員の仕事も、介護保険のケアマネさんのように1つ1つの仕事が収入に直結するようになるといいのですがそれも期待できるものではないでしょう。風の窓28年度決算では927,000円の赤字が見込まれており、法人持ち出し分が今後さらに拡大していくことが予想されます。赤字が大きくなるのが分かっているにもかかわらず事業を続けていく必要があるのか自問自答を繰り返し、同僚と意見を交わし合い、法人理事長とも話し合い風の窓として出された結論は、『地域の中で必要とされる相談事業所として有り続けたい』ということです。

常に新しいことをし続けることが仕事であり、形に残していくことが仕事だと感じてい

ます。自問自答の深さは自分自身の今出来る自分の価値を表すのだと思います。法律が変わり、制度が変わっても地域に福祉サービスを求める利用者さんが減っていくことはないでしょう。困っていることを1つでも多く解決し、だれもが安心して地域で生活できるように寄り添えたらいいなと思います。そこで解決できない困難事例は法人内の事業所に問題提起しより良いサービスを作り上げることが出来たら、それが『地域の中で必要とされる相談事業所』になるのだと信じて、この平成29年度は、平成30年問題に備えるべく対話に重きを置き情報共有できる1年にしたいと思っています。

法人内の事業所にも足繁く通っていきますので、どうぞ煙たがらないで対話にご協力お願いします。

(文責：太田)